

聖学院大学 競争的資金等不正防止計画 (2020～2024 年度)

2014 年 12 月 3 日 競争的資金等管理運営委員会策定
<2019 年 11 月 5 日 研究公正委員会改正答申、同日学長決定>

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)の趣旨や内容を踏まえ、競争的資金等の不正使用を防止し、適正かつ公正・明瞭な競争的資金等の管理・監査を行うため、聖学院大学における競争的資金等不正防止計画を次のとおり策定する。

なお、本計画は競争的資金等の不正使用防止のため当面取り組むべき措置をあげたものであり、今後不正を発生させる要因の把握とその検証を進め、必要な見直しを行い、競争的資金等の適正な使用の推進を図ることとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

「責任と権限の体系」の明確化

不正発生の要因	不正防止の計画
・管理・運営に携わる者の責任と権限が曖昧な状態	・聖学院大学における責任と権限の体系を管理運営・監査規程として定め、学内外に公表・周知する。
・管理機関としての責任に対する認識の不足	・大学が管理機関であることを規定として定め、学内外に公表・周知する。
・時間の経過、人員交代による責任意識の低下	・人員交代時における、現状及び課題の引き継ぎ、説明を実施する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

ルールの明確化・統一化

不正発生の要因	[計画]: 目標
・ルール、規程等への理解不十分、周知不足	・使用ルールに関する手引(ハンドブック)を作成し、対象者へ配付する。 ・ルールの周知・理解のための説明会等を実施する。
・例外的措置の常態化	・例外を減らし、実施とルールをかい離させない。 ・使用内容の先例集を作成する。 ・例外的措置における手続きを明確にする。
・省庁等のルール変更に対する確認と見直しの不足	・ルール変更の洗い出しと規程等との照合を定期的 に実施する。

・研究者の理解不足による過失	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者に対し理解度調査を実施する。 ・調査結果を共有し、公正な研究活動に向けて活用する。 ・新入者等に対し、漏れのない説明機会を確保する。
・部署間でルール解釈の相違による運用の不統一	・事務部門も含めた研修等、理解促進に向けた取り組みを企画、実施する。

職務権限の明確化

不正発生の要因	[計画]：目標
・チェック体制の未整備	・チェック体制の明確化と周知を行う。

関係者の意識向上

不正発生の要因	[計画]：目標
・競争的資金等は公的資金によるものであり、機関管理が必要であることの認識不足	・教職員に対する意識向上のための研修会等コンプライアンス教育を実施する。
・「研究費等は研究者のもの」という事務職員の誤った理解	・コンプライアンス教育の受講状況と理解度の把握を実施する。
・研究者の発意で提案・採択されたものだから、自分の思いどおりに使えるという誤解	・競争的資金を獲得した研究者は、研究公正委員会（窓口：研究支援交流・出版会事務課）へ報告等することを義務化する。
・学内研究費も公的資金であるとの認識の薄弱性	・行動規範の制定と誓約書の提出を徹底する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	[計画]：目標
・不正は「常に発生しうる」というスタンスで、機関のルールなどを検証し、それにより把握した発生要因を防ぐ計画を立て、実行する。	・統括管理責任者及び研究公正委員会において、不正発生要因について検討・対策案を策定する。
・不正発生要因を把握してもそれを防ぐ計画を策定しない。	・不正防止計画の見直し及び対策の実施状況の把握を行う。
・競争的資金等の執行上、不正を発生させる要因を把握する努力の不足	・事務及び監査等は、執行上の問題点を把握に努め、把握した場合は報告・対策案を提案する。

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

適正な運営・管理

不正発生の要因	[計画]：目標
・使用のルールの未徹底、理解不足	・使用のルールや手続きを明確化し、理解の促進及

	び運用を徹底する。 ・競争的資金等管理体制を整備する。
・発注情報の管理、財源の指定が不明確	・発注の手続きやルールを明確化し、運用を徹底する。 ・発注段階での財源特定を徹底する。
・予算の執行状況が不透明	・執行状況を遅滞なく把握し、遅延ある際は個別に執行を促す。
・研究者と業者の関係が緊密すぎる。	・癒着防止の取組みとして研究者及び業者の両者に対する注意喚起を実施する。 ・不正な取引に関与した場合の業者への処分方針の決定と、誓約書提出の義務化を行い周知する。
・検収業務の未徹底	・検収業務について、当事者以外のチェックが働くようにする。 ・検収手続きの明確化と担当部門間の連携を行う。
・雇用及び謝金に関する手続きが不明瞭なことによる理解不足	・非常勤雇用者との雇用契約（雇入れ通知書等）の実施と手続きを明確化する。 ・勤務状況等を把握するための管理および証拠保管を徹底する。
・事前申請、準備の不足による予定外の費用の発生とルール理解の不足による証拠保管の不徹底	・出張願いの事前申請、各所属長の許可および担当事務による把握を徹底する。 ・旅費等の支出にかかる事実確認と証拠保存・提出を徹底する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

情報の伝達体制の確立

不正発生の要因	[計画]：目標
・不正につながりかねない状況や不正と疑われるものについて、事務等で認識したものについて、管理責任者に情報が伝わりにくい。	・最高管理責任者への伝達体制を確立する。
・学内外からの使用に関する相談がしづらい。	・競争的資金等使用ルールの相談窓口を設置する。
・学内外からの不正に関する情報および相談手続きの窓口が不明なため、迅速な情報把握ができない。	・機関内外からの通報窓口を設置する。 ・機関方針や意思決定手続きを外部公開する。
・関連する情報が集約されておらず、手続き等を確認することが煩雑になる。	・関連する情報を集約し、すぐに必要な情報やルールを確認できるようにする。

6. モニタリング・監査の在り方

モニタリングの実施

不正発生の要因	[計画]：目標
---------	---------

<p>・日常的なチェック体制や内部監査が機能していない。</p>	<p>・日常的な観察（モニタリング）と一定期間の執行状況に関するチェック（内部監査）を併用した監査体制を構築し、実施する。</p> <p>・担当する事務部門と監事との連携を強化する。</p>
<p>・監査の状況や指摘が研究者および管理者に共有されない。</p>	<p>・監査による指摘事項等の情報を、管理者と研究者が共有する仕組みをつくる。</p>
<p>・研究者が資金の使用にあたり、監査等への説明責任があることの認識不足。</p>	<p>・監査方法とそれに対する説明責任について、管理者、研究者、事務が認識を共有する体制を整える。</p>
<p>・省庁等のルール変更やガイドラインの変更点などが監査と共有されない。</p>	<p>・ガイドラインへの対応状況や競争的資金等の内部監査結果について、最高責任者、研究公正委員会、監事および事務担当部署が情報を共有する。</p>